事務連絡

令和７年１月21日

各市町教育委員会県費負担教職員担当課長

各市町立学校長　　　様

兵庫県教育委員会阪神教育事務所総務課長

令和７年１月19日の運賃改定に伴う通勤手当の取扱いについて

令和７年１月20日付け事務連絡により鉄道会社における鉄道駅バリアフリー料金制度を活用した整備等に関連した運賃改定については、改定後の運賃は自動設定されないと連絡しましたが、下記①、②に該当する場合のみ通勤届の一括作成処理が行われることになりましたので、「（昭和57年２月15日付教教第876号）運賃の改正に伴う通勤手当の取扱いについて」［兵庫県公立学校教職員給与関係規定集（令和６年度版）p.2,267～］等を参照のうえ、適正に事務処理願います。

記

１　通勤経路上に運賃改定を伴う交通機関がある場合のシステム処理

|  |  |
| --- | --- |
| 通勤経路 | 必要な処理（給与関連申請システム） |
| ① 鉄道のみ（認定に路線ソフトを使用）  ② 鉄道（認定に路線ソフトを使用）と交通用具（自動車（有料道路等の使用を除く。）、自転車等）を併用 | 改定後運賃での通勤届の一括作成処理を１月27日(月)の夜間（総務事務システム閉塞後）に行うため、通勤届の申請登録は不要。１月28日(火)以降、審査担当所属において認定等の処理を行う。  なお、１月27日(月)夜間時点で決裁が未完了である通勤届が残っている職員は一括作成処理の対象とならないため注意。 |
| ③ 上記以外（通勤経路にバス、船、有料道路のいずれかが含まれる） | 一括作成処理の対象とならないため、個別に通勤届の申請登録（令和６年９月20日付け事務連絡別紙参照）を行ったうえで認定処理を行う。  ※ 運賃改定情報は路線ソフトへ順次反映予定。 |

※ 　いずれの場合も職員からの届出（紙）は不要。

　　※　[兵庫県ポータル](https://somweb.pfs.hyogo.local/hyogoCommonbaseOnline_portal/DefaultController)にて順次情報を確認すること。

２　運賃改定に伴う通勤届情報の給与連携

（1）１月27日（月）までに一括作成によらない通勤届の決裁が完了している場合も、上記①、②については１月27日（月）の一括作成処理の対象となるので、一括作成された申請データを取り下げる。

（2）１月の給与連携処理はすでに終了しているため、２月３日(月)15：00（２月例月総務事務連携日）までに通勤届の決裁が完了している場合は、２月例月に連携される。

３　注意事項

・いずれの場合においても給与システムの試算機能により必ず支給額を確認する。

・交通用具のみの利用者のうち使用距離に応じた手当額のみを支給されている者は、手当額の改定は予定されていないため作業は不要。

・県立学校及び市町立学校で賃金等支給システムを利用して通勤手当を支給している者は、必要に応じて通勤手当情報登録から通勤手当情報を登録する（修正ではなく登録ボタンを使用）。なお、通勤手当は実績払いのため注意する。